

ナショナルな思考と開明性

——移民受入国フランスの自己意識とその乗り越えについて——

宮崎 友子

1 移民の苦悩と「ナショナルな圧制」？

自身もアルジェリア移民の出自を持つ社会学者サイヤッドは、ステイグマの相互作用を援用しながら移民の存在論的苦悩を語った。移民として社会に存在するという事実は、その存在の「誤り」を喚起するという。ここでいう存在論的な過誤とは客観的な過失ではなく、われわれが日常の中で日々実践する社会的判断が依拠する人類学的な基礎（*Pensée d'État*）に浸透した概念である（Sayad 1999：7）。移民ではない人々の中では、移民の地理的・身体的移動という行為がその精神的な変質と連動して、ナショナルな社会のなかの移民の存在がある種の異常と結び付けられる傾向があるという。しかしそれだけにはとどまらない、サイヤッドは移民自身の精神と行動を束縛し、その上この問題の本来の解決を棚上げにするひとつの契機に注目する。「自らの家にいないとき、誰かの家に招かれているときには、自らを自重し、その場の主人の礼儀にかなうよう振舞わなければならない（Sayad 1999：9）。」移民自身が受入側からの礼儀正しさの要請にかなう行動をしいられ、移民問題がこのような論理のなかで処理され続けるならば、移民に残された選択肢は自己否定か同化を目指した自己規律しかなく、先に彼が述べた存在論的過誤を存在論的正常さへと変換することはできないだろう。

サイヤッドの語りの中の移民という言葉には限定的に定義されるべきであろうが（移動経験のない移民子弟、国籍取得者、出身地域、職業

などによって状況は決して一様ではない）、しかし、このエッセイの中で彼が最も問題視し本論が着目した点は、われわれの日常の社会的判断のリファレンス（*Pensée d'État*）が「国家の発想（*Pensée de l'État*）」に標準化されているということだ。つまり成員の内と外が国境によって限定され、この区別にそって権利のあるものと退去強制の対象になりうるものの違いを生み出し、前者に有利な状況が確保されている、と無意識のうちに知っていることだ。ハージがいみじくも指摘しているように、誰もが外側に位置する他者に対して何らかの偏見や幻想を抱くことがあるとしても、実際に他者をこの幻想に従わせる力の存在こそが移民問題を生むのである（Hage 1998 = 2003：70-71）。移民が「他人の家にいる」感覚から自由になれずにいるとすれば、この力を跳ね返すことは容易ではないだろう。

サイヤッドやハージが指摘する権力関係の不均衡は、実際には帰化や国籍取得といった法的な対処だけで解消できる問題ではない。国籍は国家の成員身分を規定する法であり、国家と国民の関係性を反映し、完全な市民権（共同体の生活者として基本的な平等）付与の根拠となるが、人種差別や外国人嫌いといった悪意（または悪意の制度化）の問題が消滅し、道徳的かつ政治的に正しい状態へとたどり着かなければならないからだ。本論では、国民と非国民の間の権力の不均衡を自然化するナショナルな共同体の成り立ちと、その共同体の社会的閉鎖を確認し、移民を苦悩させる排外感を与える環境を歴史的かつ理念的な方法で

検討してみたい。ついで、この環境を乗り越えるための示唆をシュナパールとバリパールから得ることで締めくくりとしたい。

2 ネイション：語の定義

まずは移民が受入社会に入り込むことに困難を感じさせる環境である「ナショナルな社会」について言及する必要がある。この語は明確な定義をもった専門用語ではないが、さしあたっては、現代の国民国家内部で生活するわれわれの社会と広く定義しておくことにしよう。この定義自体に、すでに定義を要する別の概念（＝国民国家 *État-Nation*）が用いられているが、この複合的な概念を理解するためにはそれぞれを分離し、それらの融合の歴史を理解する必要がある。

2.1 生まれの共同体から革命的国民共同体へ

フランス語においてネイション（ナシオン：nation）は12世紀ごろから生まれを示すラテン語 *natio* の派生語としてまれに利用され、同じ場所同じ時代に生まれた諸個人の総体を意味した。つまり、「地位、家族、家系」といった血統によって継承される階級を意味するケースと、母語＝出身地域の近接性によって分類した集団（パリ大学における同郷学生集団）を意味するケースとがあった（Lay 1998：2345）。その後、共通の支配者か共通の限定された領域（*pays*）の中に住む人々（*peuple*）を指す言葉に変化していたが、成員同士を緊密に結びつける特定の紐帯は存在していなかった。また、これは人々の集合体をあらわす言葉であって、国家へのつながりはあっても稀でしかない。

現在のネイションの語にはパトリ（*patrie*）という類義語がある。しかし、18世紀まではネイションとパトリの間には大きな違いが存在し、このパトリの概念がネイションの概念を大きく変質させることになる。パトリはその第一義に自由の概念を持つ。その延長で自由人の住む土地を意味

するようになり、愛国者（*patriote*）・愛国主義（*patriotisme*）という言葉を生み出した。これらの派生語は現在の語感とはニュアンスが異なり、出生地に対する愛という狭い意味での祖国愛だけでなく、語源である自由への愛が常に含まれている（Godechot 1971：485-486）。ヴォルテールをはじめとする当時の哲学者の多くは、パトリにこそコスモポリタンの・自由主義価値を見出した¹⁾：単なる生まれ故郷ではなく現在の生活の地でもない、すべての人々が自由と幸福を実現できる「理想の場所」。理想郷としてのパトリの実現には、実際の政府が封建的ではなく自由を尊重しなければならなかったため、パトリと愛国主義者（*patriote*）には現状打破的・革命的な含意が自然と生じていた（Godechot 1971：490）。

ところが革命前夜の三部会に提出された陳情書では、パトリに代わってネイションの語が多数を占めた。パトリは知識階級に支持され、ネイションは大衆層に訴えられる語であったからだ（Godechot 1971：495）。「バスチーユ²⁾」があるところにパトリは存在しないし、（民衆を抑圧し搾取する：筆者補足）司祭と議員がいるところにはパトリは存在しない（Godechot 1971：497）理想郷を意味する語は大衆にとって空虚でしかなかった。革命は特権階級の打破と法の下での平等を目的としたので、特定の支配の元にある名も無き人々を指す語を活動の中心にすれば、革命の担い手に一般大衆が招かれていることが示せる。事実、「次回三部会の招集」のパンフレットの中では、ネイションは「ある領域に住み、財産を持つか、大地を耕作する者達に対して重要な役割を担い、法に従い、税金を払い、国に仕えているもの（Godechot 1971：493）」と定義され、ネイションがフランス王の領土に住む非特権階級であることは明白だ。

またネイションは国王に代わる国の主権者とも措定された。ある選挙区陳情書の中では「結集したネイションは三部会の定期的な再結集を取り計らい、税制をつくり、3つの身分のそれぞれの財

産を保証する」という一節があるが、これはこれまで国王が代表していた役割をネイションが担うということである (Godechot 1971: 494)。こうした措置を実際の戦争の経験が裏打ちした。革命後の列強の侵略に直面すると、革命で獲得された自由と幸福を可能にする国 (=パトリ) を防衛したのが、市民の寄せ集め編成の軍隊 (市民衛兵³⁾: garde national) であった。新しいフランスの主権者たるネイションは、自らの自由と幸福 (=パトリ = 祖国) の防衛に参加する平等な諸個人であるとする、フランス共和主義的ネイションモデル⁴⁾ が誕生した瞬間である (Brubaker 1992: 8)。以後、ネイションはパトリを吸収し平等と自由な参加を可能にする価値であると同時に、その価値の体現者たる主権者を示す「崇高な」語 = 国民⁵⁾ となる⁶⁾。ネイションはそもそもフランス領土の非特権階級全体であり、その集団の従属性を解放するための革命に参加することを經由して、理念上国家の主権者の地位へ到達したという経緯があるため、この運動は自由主義的契機を包摂している。

2.2 革命的国民共同体から近代国民国家の成員集団へ

18世紀的啓蒙主義あるいはコスモポリタニズムに後押しされて、その他の諸国への自由の伝播まで射程に含めていた大革命も、実際の展開は諸外国からの攻撃を受けるなかで「祖国は危機にあり patrie en danger」のスローガンを生み出し、祖国と外国という明確な敵対関係の中で排外的態度に変質する⁷⁾ (Brubaker 1992: 8)。抽象的な祖国 (パトリ) への愛は、具体的で領域限定的な祖国への愛へと代わらざるを得なかった。前節で定義したネイションの意味と関連付けて言うならば、すべての虐げられた諸個人の自由の回復を容認する普遍主義的／非国家的なネイションの運動が、領域限定的でショーバニズムのネイションのための運動へと分岐したということである。

ネイションは自らの自由のために平等な市民の

政治の確保を要請している。そしてこの政治を可能にする国家の体制は、革命以後続いた王政や帝政といった単一の支配者による特権と地位に基づく体制ではなく、第三共和政に入り相対的に実現されたといえる国民国家体制である。国民国家とは国内的には自国の領土全域の国民の平等を担保する⁸⁾と同時に、領土全域に統一の行政機関を網羅させ国家による一元管理が可能であるという、上からの管理と下からの賛同の双方向性を備え、対外的には領土に対する侵犯されるべきでない主権が認知された国家体制だ。第三共和政の国家国民関係をたとえて言うならば、特権階級ではない平民の集まりとしてのネイションが国家を手段化し、ネイションの成員を国家の成員として、主権者化した状態といえよう。両者の融合によって、革命的ネイションの目的はいったん達成される。ネイションの運動は、ネイションの自由と平等の確保を命題の軸としながらも、ネイションが位置する状況や文脈に応じてその要求を変えていくのである。

ネイションが国家と融合することで生じる大きな変化は、コスモポリタニックネイションが明確に限定付けられた領土と結びつき、成員の範囲も限定化され国民と呼べる存在になることだ。国民国家下の国民の地位は国籍という法的規定によって守られているが、具体的現実の次元では他の国民から区別される内的な統一と共有された帰属意識の涵養が必要になる。次節ではそのメンバーシップについて考えてみたい。

3 社会的閉鎖としての国籍と国民の社会的紐帯

ブルベイカーは既存の市民権の研究がその権利と義務の組み合わせにばかり注目し、市民権の社会的作用について無関心であることを批判し、市民権を社会的閉鎖 (social closure) の手段・対象として捉えることを提唱する。すなわち、誰でも参加可能な集合体ではあるが、特定の領域には限

定的な成員資格が要求され選別がなされる。この排除機能によって内部の特権的地位や資源の独占が図られる (Brubaker 1992: 23)。つまり誰でも当該社会に居住や参加をすることができるが、特定の分野 (公務員や選挙) の活動が国籍の有無によって制限され、国籍所有者の優位性とそこから得られる利益が確保されている状況である。ブルベイカーはさらにそれが社会的閉鎖の対象であるとも言っているので、市民権そのものが他者のアクセスを遮断して独占すべき特殊な財であるという発想も付け加わっている。

ここで論を進める前に、ブルベイカーの英語の用語を本論の文脈に導入できるように翻訳が必要だ。英語の市民権 (citizenship) は通常の翻訳ではフランス語の市民権 (citoyenneté) に相当するが、英語とフランス語には大きな違いがある。フランス語の市民権 (citoyenneté) は、現代では特定の文脈以外で直接国籍を意味することは多くない。一方、英語圏での市民権 (citizenship) は、通常の用法として国籍を意味する。当然ながら市民権と国籍 (citoyenneté/nationalité) の区別⁹⁾は歴史上・哲学上非常に重要であるが、用語の混乱を避けるために以後断りがない限り、ブルベイカーの議論で用いる市民権 citizenship は国籍と表記する。

ここではブルベイカーのいう国籍の2番目の側面、すなわち社会的閉鎖の対象としての国籍について考えてみたい。国籍の取得が法的に条件を課せられているという事実の確認ではなく、なぜそうなのかに関わる。外部からのアクセスを遮断して独占したい国籍とは、法の条文のそのものが対象なのではなく、その身分を享受する国籍所有者の集合体が社会的閉鎖の対象となっていると考えられるからだ。外部に対してこの集団がなんらかの近寄りがたさを与えるとすれば、それは構成員の資格が法的に規定されていることに加えて、その集団の紐帯の特徴も影響している。

3.1 公定ナショナリズムと国民統合

封建的国家から国民国家への変質はさらに、領域の厳格な規定に伴ってその内側の空間の統一性と同質性をもたらした。前節で強調してきたことは国民国家以前のネイションに横断的な紐帯が存在せず、個人のアイデンティティはそれぞれの地域、職業界、階級に結びついていたことであった。国家が国民国家へと変容することで、このようなそれぞれの特殊性・相互の異質性を消し去り、ひとつの統合された国民社会への変容を促進した (Lochak 1995: 30-32)。

では、第三共和政下での統合プロセスとはいかなるものだったのか。フランスの領土は相対的に安定性の高い境界によって決定されていたものの、成員間の共通の連帯意識や帰属意識を育む全体を網羅したコミュニケーションシステムは存在しなかった。つまり、国民国家の国民という抽象性の高い成員カテゴリであるどころか、言語、人種、宗教などの具体的に知覚できる共通性もなかったということだ。

王党派やカトリック勢力など保守の勢力に囲まれた第三共和政初期の共和派政権は、非常に不安定な政権でしかなかった。共和派が安定政権を確保するには選挙での勝利によって議会で多数派を占めることが必須であったが、そのために重要になるのが国民の大多数を閉める農村人口であった。共和派の狙いは農村人口を政治から排除することではなく、有効票を投じてくれるフランス「市民」化させることであった。ここにフランスの公定ナショナリズム (Anderson 1991=1997: 147-148) がある。共和派政府が行った標準文化化政策は、何よりも無償の世俗義務教育の実施である。これまでの学校教育は有償であり庶民の手に届くものではなかったし、大都市や中小の都市から隔たった地域では教師の派遣すら稀であり、そのような庶民や僻地での教育は主に教会の手に委ねられていた (宗教教育であり一般教養ではない)。義務教育は全国に国家認定の教師を派遣し、まじりの言語であるフランス語を公用語として周知

し (Weber 1976 : 310-313)、共和主義的価値観とフランスの歴史などを教育した (Weber 1976 : 332-336)。他方、革命や変革といったフレーズは度重なる混乱と食糧危機を想起させるため、保守的な農村に嫌悪される対象であった。たとえ不平等な階級社会であろうとも日々の耕作の邪魔をされるよりは平穏な生活や国王や名望家からの家父長主義的な庇護を受けることを希望する人々が存在していた。そこで学校教育を受けない成年層に対しては、すでにバリコミューンの失敗後から共和派の政治家や活動家らが農村を訪問し演説を繰り返し行い、啓蒙活動を精力的に行っていた (中木 1975 : 230-234)。

こうした統合作用は、国内の階級的断絶や利益集団ごとの断絶を埋め、別の国民社会との差異を強調する。

3.2 ナショナリズムによる差異化と純粋化

3.1 では国民内部の包摂プロセスを振り返って見たわけだが、このような包摂的ナショナリズムは一枚のコインの一面であって、そのコインの反対側には排除のナショナリズムがある。包摂のナショナリズムも排除のそれもひとつの体をなしており、その全体として人種主義と切り離すことができないとバリバルは論じる。つまり、排除のナショナリズムだけが悪いナショナリズムとして人種主義と接続しているのではなく、むしろ、限定的な領土の上に樹立された国民国家が政治的共同体としての「民族」を産出しなければならない事情によって、ナショナリズムの企図全体に人種主義が接合しているということだ (Ballibar and Wallerstein 1988 = 1997 : 87)。ここでは複雑な彼の思弁に沿いつつも、国民統合の代償としての排除と国民概念の純粋化／理想化の2点に焦点を絞ることにする。

国民国家におけるナショナルな社会は、階級格差や地域的差異を横断した平等な政治的共同体として表出したことは先にも述べてきた。それは、政治的権利という特権に関する国内の内的包摂に

よって個人の地位の相違を形式的に無視した社会である (Ballibar and Wallerstein 1988 = 1997 : 89-90)。このように差異の上に多少なりとも虚構的に作られた統一性には、その統一性に束縛されるすべての人々に共通な他者を統一性の内部に作り出し、その単一でかつエスニックな基準で構成された集団を敵対視し、人種的な迫害を実践することで、反射的に統一された自己を確認する必要がある。上からなかば無理やりに構成された「われわれ」という状態のつぎはぎさを隠蔽するための共通の敵であり、その敵は国境の外ではなく国境の中でも存在する必要があるということだ。それは、このような公定ナショナリズムがその本質において人種主義でなければ、国民国家の国民を建設するイデオロギーになりえないということであり、ナショナリズムと人種主義の接合関係がなんらかの例外や逸脱ではなく絶えず補完の関係になっているということである (Ballibar and Wallerstein 1988 = 1997 : 95-97)。奇妙なことに、ナショナリズムの政治的企図がうまくいっているとき、すなわち国内の統合が進行し同化がほぼ完全に見えるときほど、逆にこうした集団を同化状態から引き剥がし同化不可能性を批判するようになるという特徴がある。19世紀末のフランスの反ユダヤ主義は、そもそもヨーロッパ起源でとりわけ政治的領域では差異が見えないほど同化している諸個人を、その同化状態から引き剥がし同化不可能性を騒ぎ立てたのであるが、このようにして、ナショナリズムの目標と人種主義の実践にはズレが存在する (Ballibar and Wallerstein 1988 = 1997 : 97)。いかなる集団が「異民族」として狙い撃ちにされるかは、支配的な集団の恣意によるものである。マイノリティと指名された立場からみれば自分が支配的集団の文化や生活様式の面で同じ実践をしているにも関わらず、そのことによって差異化を被るとなると、マイノリティの立場から主体的に差異化を克服していく手段は奪われたことになる。

統一性を反映させる他者を必要とするというこ

とは、国民はそれ自身で「われわれ」を確認できる基準を持っていない不安定な存在だということだ。政治的ナショナリズムがそれだけで国民の成立に不十分であったのはこのためである。しかし、国民というカテゴリの正当性を内外にアピールするために必要なのは、まさにこのカテゴリの「完全性」である (Ballibar and Wallerstein 1988 = 1997 : 109)。

そもそも人種主義が「人種」や文化と呼ぶものは、国民という共同体のなかに原初的でかつ本来的に備わっている属性とされ、理論的にはこの属性は行動様式や外見などから見分けが可能である。しかし他者の構築性を見れば具体的に諸個人がその属性を確認できる対象はすでに国民である自分や仲間の子でしかない。真の国民の追及は国民の本質的属性を限定的に追求することで、その本質をナショナルな文化を共通にする人々の血統を通じた共同体の純粋化に到達する (Ballibar and Wallerstein 1988 = 1997 : 106-108)。

4 政治による乗り越え

政治的ネイションを国民統合のイデオロギーにしているフランスは、その開放的な国籍制度によって、移民出自の諸個人を国民へと変え受入れてきた。しかし、外国人嫌いや人種主義の今日的形態としての新人主義 (人種の差異ではなく文化的差異によって共同体を区別し、それぞれの共同体の独自の文化の維持を主張することで異文化の進入やそれとの混合を忌避する立場。多文化主義が肯定的に受け取られる現代にあわせた人種主義のバリエーションといえる。) が、意識的であろうとなかろうと受入社会の人々の間で一定のコンセンサスを持って受容される傾向がある。しばしばこうした差別をナショナリズムの表出として非難する声があるが、しかしこれまで見てきたようにナショナリズムそれ自体が国民共同体の存在に関する理念であり、かつこのナショナリズムには解放と包摂の論理が内在していることを鑑みれば、一

面的なナショナリズムへの批判だけでこれが放棄される見込みはないのではないだろうか。国民という共同体にとどまりつつも、この共同体の排除の側面として表出した新人主義の克服に関して議論したシュナペールとバリバルの議論を参照してみたい。

4.1 「市民の共同体」：D. シュナペールの場合

現代社会の個人的アイデンティティや生活の目的が、経済的地位や物質的利益の追求によって規定されるようになり、社会の私化の進展と公共性の崩壊に対して懸念するシュナペールは、社会的紐帯に対して政治の再導入が必要であると考えた Schnapper 1994 = 1998 : 4)。国民戦線の人種主義的排外主義と新右翼の文化相対主義的隔離主義によって主張されるフランスのナショナルアイデンティティが世論に一定程度受容されるようになった事態も、シュナペールにとっては公的領域の特殊化・私化の一部と考えられた (Schnapper 1994 = 1998 : 78)。こうした事態に対応できる姿勢は、再度公共性を取り戻すために共同体の構成員各自の政治意識を高め、そのうえでの社会的凝集性を確保することしかない。

そこで彼女が理念形として描いたネイション概念が重要になってくる。ネイションとは国家とエトニのあいだに位置する「市民の共同体」と定義された国民の理念型である。ここでの「市民」とは、地域的、言語的、宗教的帰属集団と区別され、また単なる国籍所有者である国民とは明確に区別される。市民はそれぞれの属性・特殊性を超越した公的領域において、教育から獲得されたルールと価値に沿って相互行為を行い、政治に積極的に参加する人々である (Schnapper 1994 = 1998 : 16, 25-27)。シュナペールは共同体という言葉を用いてその集団がそれぞれに固有の歴史性や言語や文化などの客観的特徴を持つことを認めながらも、政治的メンバーシップを強調することで帰属の生まれの側面を克服しようとしている。そしてこのネイションが国家をなす場合、その国家の存

在の内的・外的正当性は、集団の客観的特徴ではなく「市民の共同体」の民主的な政治的紐帯にあるとする (Schnapper 1994=1998: 29, 63)。

しかし、共同体として相互のコミュニケーションも重視するこの概念は、モデルの実現には不可欠でありながらも、私化の乗り越えの障害となりうる欠陥を抱えているといわざるを得ない。共同体の同質性の上に成立する公的空間は、むしろその共同体にカスタマイズされた公共空間であるのではないだろうか。既存の文化、思考様式、ルールを固定的に捉えるのであれば、この公共空間は内輪な集団にしかアクセスは開かれない。シュナペールの「市民の共同体」はネイションのフランス的な特徴を非常によくあらわしているが、古ぼけた概念を再活性化させることだけでは、新しい問題に適應するには十分ではないかもしれない。

4.2 「開明性 (civilitéé)」: E. バリバールの場合
 バリバールもまた、「自文化の維持」という多文化主義的寛容の用語の下に、現代社会が閉鎖的で特殊化していくことに危機を感じ、こうした動きに対して抵抗する政治の発明の必要性を述べる。そもそも第一の段階として、政治には自律性がある。人権宣言でうたわれているように、人間の平等な自由は普遍的であり無条件のものである。そしてこの平等な自由は政治的主体として認められる諸個人の総体を獲得し、これを通して相互承認の中で実現されるものである。ただし、この総体に関するいかなる制限も不当なものであり、制限によって全体性にかかわることが出来ない人々の存在は、平等な自由の不可能性ではなくその不完全性を示すことで、むしろこれを獲得し解放させる自己の運動へと導く (Balibar 1997 = 1999 : 75-77)。ここに政治の自律性という解放の契機があるとバリバールは考える。これに対して政治には主体と関係を持つ他律性 (状況という外部性) も存在する。諸個人はすでに存在している状況の中でそれに応じて相互行為を行うが、この状況そのものも無機的に存在するのではなくこの相互行

為によって変化していく。つまり、状況や制度といった先だって存在する物事に变革を起こすことが出来るのは、そうした变革を可能にする新たな状況を作り出したからに他ならない (Balibar 1997 = 1999 : 86)。したがって、政治の自律性に運動を可能にする政治の他律性は、そもそも政治の主体である諸個人によって变革を起こされる必要があるということだ。この第二の段階の变革を可能にするために、バリバールはさらに他律性の他律性という第三の段階、つまり状況を变革する諸個人の内部での变革 = 「開明性¹⁰⁾ (civilitéé)」を要求する。開明性とはアイデンティティの極端化を招く対立を、その対立の両端の暴力を遠ざけることによって政治の解放と变革にその実現の場所を公的・私的領域に渡って作り出す努力である (Balibar 1997 = 199 : 152-153)。意識すれば、アイデンティティゲームに乗らないこと、ナショナリストの扇動から隔たるという判断停止がまずあり、そして多様な現実の経験へと開かれていくこと、これがバリバールが要請していることであろう。

5 おわりに

本論で繰り返してきたことのひとつは、ネイションやナショナリズムが自由の概念に強く結びついていることだった。そしてこの自由はいつでも自己と結びついている。もちろん本論では抑圧された人々の解放にナショナリズムの起源を設定したので、自己の自由の実現のために圧制的な国家を維持していた特権階級の自由を奪うことが肯定的に受け取られやすいということもある。しかし、ネイションが国家を樹立することで自由を手にするというプロセスは、同時にその国家内に別のネイションを内包してしまったり、別の国家の領域を侵して達成されたりする可能性がある。ネイションが自由を主張できる範囲や内容について、このリベラリズムとしてのナショナリズムはいかなる限定もつけておらず、他者の存在に無関心であ

る。

いかなるナショナリズムであれ理念的に人種主義を伴うものだとするならば、この他者への配慮の欠如は当然重大な影響を及ぼすだろう。移民は他人の家におり、その場所の主人の規律に自分を合わせる制御が強いられると語ったサイヤッドの批判への応答可能性は、月並みながらも、常識 (Pensée d'État) にしみこんだ「国家の発想 (Pensée de l'État)」を成員すべての個人的レベルで吟味し脱色させていくことにあるといえるだろう。

注

- 1) ルソーは例外であった。彼にとってパトリとはその体制が何であれ生まれた国 (pays) を指し、それを愛することで人間は道徳的存在と進化し自由と幸福を享受できると考えた。しかし、人々がパトリを愛するようになるには、それが彼らの生命と財産の安全と自由を提供することが条件となる (Godechot 1971: 487)。
- 2) 政治犯を閉じ込める牢獄があった場所。翻って、圧政の手段を意味する。
- 3) 歴史学の定訳は国民衛兵だが、ネイションを第三身分と定義したここでの文脈に合わせて名称を市民の兵とした。
- 4) 注の1を参照のこと。
- 5) ネイションは具体的な諸個人の結集ではなく、抽象概念であることは忘れることができない。ルソーはネイションの区別に自然発生的な集団の特質を用いる実在論的立場をとるが、その実この総体の運用には諸個人が自らの自由と意思とを投影した一般意思によって行われるとする抽象性を重視している (Godechot 1971: 489)。諸個人の特殊利益を超えた一般利益の重要性が強調される。
- 6) 現代的な意味での国民 = (被) 選挙権を持ち、納税し、兵役に参加し、福祉サービスを受給する有資格者としての国民の地位は、第三共和政まで実現することはなく、先に述べた国民とは理念的な地位である。

- 7) 外国との戦争は初めてのことでない。100年戦争ではフランス領土はイギリス軍の占領をこうむった上で国境の確定が行われたのであり、攻撃される／するべき外国の存在に対する認知はすでであった。戦争によって国民意識が芽生えたとする考え方も存在する (Lochak 1995: 32) が、人々の帰属意識が居住地域を越えること 19世紀末以前には例外的な事例である (E. ウェーバーの『農民からフランス人へ』は地域的紐帯から国家的紐帯への遅々とした移行を詳細に記述している) と判断しこの立場はとらない。
- 8) ここで述べる平等は旧体制下の身分制との対比から言えるものであり、完全な平等を意味しているのではない。
- 9) 市民権は国籍の上位概念であり、政治的権利所有の有無を基準とした市民と臣民の区別に相当する。
- 10) 水嶋・安川の翻訳では市民性と訳されている。しかし、市民という言葉が重複することで誘発される混乱を回避するため、ここでは松葉祥一の訳 (松葉 2001) を挿入した。

文献

- Anderson, Benedict, 1991, *Imagined communities: Reflections on the origin and Spread of Nationalism*, London: Verso Editions. (= 白石さや, 白石隆訳, 1997, 『増補 想像の共同体: ナショナリズムの起源と流行』 NTT 出版.)
- Balibar, Etienne, and Immanuel Wallerstein, 1988, *Race, Nation, Classe*, Paris: La Découverte. (= 若森章孝ほか訳, 1997, 『人種・国民・階級〔新装版〕—揺らぐアイデンティティ』大村書店.)
- Balibar, Etienne, 1997, "Trois concepts de la politique: Emancipation, transformation, civilité," pp. 17-53, *La crainte des masses*, Paris: Gallimard. (= 水嶋一憲, 安川慶治訳, 1999, 「政治の三概念—解放, 変革, 市民性 (上・下)」『思想』No. 904, 905, pp.

73-94, 144-164.)

- Balibar, Etienne, 1998, *Droit de cité : culture et politique en démocratie*, Paris : Édition de l'Aube. (=2000, 松葉祥一訳, 『市民権の哲学 民主主義における文化と政治』青土社.)
- Brubaker, Rogers, 1992, *Citizenship and Nationalhood in France and Germany*, Harvard.
- Colas, Dominique, 2004, *Citoyenneté et nationalité*, Paris : Gallimard (Collection folio).
- Godechot, Jacques, 1971, "Nation, Patrie, Nationalisme et Patriotisme en France au XVIII^e siècle", *Annales historiques de la Révolution française*, 203, jan.-mar., 481-501.
- Hage, Chassan, 1998, *White Nation : Fantasies of White Supremacy in a Multicultural Society*, Melbourne : Pluto Press. (=2003, 保刈実・塩原良和訳, 『ホワイト・ネイション ネオ・ナショナリズム批判』平凡社.)
- Lochak, Danièle, 1995, *Étrangers : De quel droit?*, Paris : UPF.
- 松葉祥一, 2001, 「移民・市民権・歓待【サンバピエの運動とバリバール, デリダ】」三浦信孝編『普遍性か差異か 共和主義の臨界, フランス』藤原書店, 73-86.
- 中木康夫, 1973 『フランス政治史 (上)』, 未来社.
- Sayad, Abdelmalek, 1999, "Immigration et 'pensée d'État'", *Actes de recherche en sciences sociales*, 129, 5-14.
- Schnapper, Dominique, 1994, *Communauté des citoyens ; sur l'idée moderne de nation*, Paris : Gallimard. (=1998, trad. par Séverine Rosée, *Community of citizens ; on the modern idea of nationality*, New Brunswick : Transaction Publishers.)
- Weber, Eugen, 1976, *Peasants into Frenchmen : The modernization of rural France 1870-1914*, Stanford : Stanford University Press.

辞典

- Rey, Alain (dir.), 1998, *Dictionnaire historique de la langue française*, Paris : Le Robert.